

議 事 日 程

- 日程第1 議案第4号 瑞穂市工場立地法に基づく準則を定める条例の制定について
- 日程第2 議案第16号 令和3年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第3 議案第17号 令和3年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議案第18号 令和3年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第5 議案第22号 令和4年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第6 議案第23号 令和4年度瑞穂市水道事業会計予算
- 日程第7 議案第24号 令和4年度瑞穂市下水道事業会計予算
- 日程第8 議案第25号 市道路線の認定について（その1）
- 日程第9 議案第26号 市道路線の認定について（その2）
- 日程第10 議案第27号 市道路線の認定について（その3）
- 日程第11 議案第28号 市道路線の廃止について
- 日程第12 議案第6号 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第8号 瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第9号 瑞穂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第14号 令和3年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第15号 令和3年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第20号 令和4年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第18 議案第21号 令和4年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第19 議案第5号 瑞穂市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第7号 瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第10号 瑞穂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第11号 瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第12号 瑞穂市水防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第13号 令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第12号）
- 日程第25 議案第19号 令和4年度瑞穂市一般会計予算
- 日程第26 議案第29号 瑞穂市教育長の任命について
- 日程第27 議案第30号 瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第28 発議第1号 地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書

日程第29 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	広瀬 守 克	2番	藤 橋 直 樹
3番	若 原 達 夫	4番	北 川 静 男
5番	関 谷 守 彦	6番	森 健 治
7番	森 清 一	8番	馬 渕 ひろし
9番	松 野 貴 志	10番	今 木 啓一郎
11番	杉 原 克 巳	12番	棚 橋 敏 明
13番	庄 田 昭 人	14番	若 井 千 尋
15番	広 瀬 武 雄	16番	若 園 五 朗
17番	松 野 藤 四郎	18番	藤 橋 礼 治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	副 市 長	梶 浦 要
教 育 長	加 納 博 明	企 画 部 長	山 本 康 義
総 務 部 長	石 田 博 文	市 民 部 長	棚 橋 正 則
健康福祉部長	平 塚 直 樹	都 市 整 備 部 長	桑 原 秀 幸
調 整 監	宇 野 真 也	環 境 水 道 部 長	矢 野 隆 博
教 育 委 員 会 事 務 局 長	広 瀬 進 一		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	久 野 秋 広	書 記	宇 野 伸 二
書 記	広 瀬 潤 一		

## 開議の宣告

○議長（広瀬武雄君） 皆さん、改めましておはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### 日程第1 議案第4号から日程第11 議案第28号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（広瀬武雄君） 日程第1、議案第4号瑞穂市工場立地法に基づく準則を定める条例の制定についてから日程第11、議案第28号市道路線の廃止についてまでを一括議題とします。

これらにつきましては、産業建設委員会に審査が付託されてありますので、委員長の報告を求めます。

産業建設委員長 松野藤四郎君。

○産業建設委員長（松野藤四郎君） おはようございます。

令和4年第1回の定例会、2月24日から今日は3月18日の最終日ということで、お疲れさまでした。

議長さんから産業建設委員長報告ということでございますので、代表して私から説明をいたします。

ただいま一括議題となりました11議案につきまして、会議規則第39条の規定により、産業建設委員会の審査の経過及び結果について報告します。

産業建設委員会は、3月8日午前9時30分から、巢南庁舎3の2会議室で開催しました。6名全員の委員が出席し、執行部から市長、副市長、所管の部長、調整監、課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告します。

初めに、議案第4号瑞穂市工場立地法に基づく準則を定める条例の制定についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、緑の基本計画に工場の緑化は工場立地法等により緑化を推進しますとあるが、今回の条例とは方向性が逆になるのではないかと質疑に対し、緑の基本計画は瑞穂市全体の緑のランドデザイン的な緑化政策の構想で、企業に対しては、緑化敷地の拡大だけではなく壁面・屋上緑化等の活用も一つの方法であり、敷地の制限をするものではないとの答弁がありました。

また、現在企業から問合せはあるのかとの質疑に対し、今年度に入り市内の特定工場から2件の問合せが来ているとの答弁を受け、条例施行日は令和4年4月1日だが、企業が増築、改

築の検討段階の場合、条例制定予定の説明はしているのかとの質疑に対し、条例の制定について検討している旨の説明をしているとの答弁がありました。

また、緑地の上に建物を建てるような指導ができるのかとの質疑に対し、企業からは屋上緑化や駐車場に芝生を植えるなどの相談があり、環境に配慮しながら複合的に考えていただいているとの答弁がありました。

また、敷地の中に生活道路などができ面積が分断された場合、この対象規模9,000平米の適応はどうなるのかとの質疑に対し、生活道路で分断された部分も対象となるとの答弁がありました。

その後、討論では、工場立地法の基準ができた昭和49年は公害の問題が大きくなり、どのように解決していくかという過程の中でできた基準である。今回の条例は、相当大きな基準の緩和であり、現在進めている緑化の推進を後戻りさせかねない。環境問題を考えた場合、効率優先だけではなく全体の調和を考えなければならず、法律の基準を今の段階で緩めることは反対であるという反対討論がありました。

その後、賛成討論なく、採決の結果、賛成多数で可決されました。

次に、議案第16号令和3年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を審査しましたが、これについては報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第17号令和3年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）を審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、給水戸数200戸減の理由はどの質疑に対し、アパートで退居により水道が使われなくなったりしたことなどが要因で減となったとの答弁を受け、当初の積算はどのように行っているのかとの質疑に対し、過去5年分の推移を考慮して積算しているとの答弁がありました。

また、当初の予定より給水戸数が減り、加入金が増額補正されている。どのような理由かとの質疑に対し、個別給水しているアパートの戸数は減り、戸建て分譲の水道加入が増えたことが要因と考えるとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第18号令和3年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第4号）を審査しましたが、これについては報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第22号令和4年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算を審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、公債費の償還はあと何年で完了するのかとの質疑に対し、現在の起債の償還完了は令和9年度であるとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第23号令和4年度瑞穂市水道事業会計予算を審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、収益的収入から支出を引いた額の7,000万円ほどが純利益となるのかとの質疑に対し、当年度純利益は税抜きで4,669万8,000円を見込んでいるとの答弁がありました。

また、水道管の耐用年数と耐震化はとの質疑に対し、水道管の耐用年数は大蔵省令に基づくと40年とされているが、最近の耐震性がある管については実耐用年数を80年と考えている。水道管の耐震化は平成28年度から順次進めており、耐震化率は7.5%であるとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第24号令和4年度瑞穂市下水道事業会計予算を審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、収益的収入及び資本的収入それぞれの負担金、補助金の関係の説明をとの質疑に対し、収益的収入の他会計負担金は総務省からの通知に基づき算定され、一般会計で負担することができる基準内繰入れのことで、他会計補助金は基準外繰入れのことである。資本的収入の国庫補助金は国の補助対象事業を基準に基づいて算定したもので、他会計補助金は事業費のうち国庫補助金と建設企業債を除いたものであるとの答弁がありました。

また、詳細設計はどこが行うのかとの質疑に対し、管路施設の設計については、現在、業者の参加を募集している。また、下水処理場の設計については日本下水道事業団から発注されることになり、まだ募集を開始しておらず、どちらもこれから業者が決まっていくことになるとの答弁がありました。

また、令和4年度に設計をして令和5年度以降に工事を行っていくことになるのか。また、契約は一括して行うのかとの質疑に対し、設計については令和4年度に契約し、令和5年度の上半期までかかる。また、管路は市と業者が、下水処理場は日本下水道事業団と業者が契約を締結することになる。今回は、DB一括発注で設計と工事を同じ企業グループと契約する。まずその企業グループと基本協定を締結し、令和4年度は設計業務のみコンサルタントと契約する。その後、令和5年度に工事の契約をすることになるとの答弁を受け、日本下水道事業団との関係はとの質疑に対し、日本下水道事業団とは設計と工事を合わせた基本設計に基づく金額で、2月4日に5年2か月の期間で基本協定を締結している。基本協定に基づき、1年ごとに年度協定を締結し、業者との契約は日本下水道事業団の契約規定に基づいて進められていくとの答弁がありました。

その後、討論では、基本協定は既に結んでいるということだが、今回の予算について疑義があるので反対であるという反対討論がありました。

その後、賛成討論なく、採決の結果、賛成多数で可決されました。

次に、議案第25号市道路線の認定について（その1）を審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、今回の案件の中で、背割り水路の後退について協力されているところはあるのかとの質疑に対し、開発道路における背割り水路後退計画に係る案件は8件あり、全て協力いただけなかったとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第26号市道路線の認定について（その2）、議案第27号市道路線の認定について（その3）及び議案第28号市道路線の廃止についての3議案を審査しましたが、これらについては報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で、産業建設委員会の委員長報告を終わります。令和4年3月18日、産業建設委員会委員長 松野藤四郎。以上でございます。

○議長（広瀬武雄君） それでは、これより議案第4号瑞穂市工場立地法に基づく準則を定める条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 改めまして、おはようございます。

議席番号5番、日本共産党の関谷守彦でございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、議案第4号瑞穂市工場立地法に基づく準則を定める条例の制定について、反対討論を行わせていただきます。

昨年3月に、瑞穂市においては都市緑地法第4条に基づき緑の基本計画を制定いたしました。この計画によれば、工場の緑化は都市景観、防災上の重要であることから工場立地法等により敷地内に適切な緑地を確保するとともに、緑地協定等による緑化を推進します。新規の工業系開発に当たっては、より高い緑の質と量を確保することを目指し、敷地外周の緑化を推進するとともに、屋上緑化や壁面緑化を推進しますとされております。

つまり、1つは工場立地法に基づき緑地をしっかりと確保する。そして2つ目には、より高い質と量を確保するため屋上緑化などを進めていく、そういった内容だと理解をさせていただいております。

ところが、今回出されました新しい条例案では、工場立地法による環境敷地面積率25%以上に、そして緑地面積率20%以上にするというこの基準、これをそれぞれ環境施設面積率15ない

し10%以上に、緑地面積率を10ないし5%以上に大幅に緩和をするという内容でございます。

緑の計画ができてから1年もしないうちの条件緩和であります。これについて、執行部からは先ほど委員長報告にありましたように、緑の基本計画は瑞穂市全体の緑のグランドデザイン的な緑化政策構想であり、企業に対しては緑化敷地の拡大だけでなく壁面・屋上緑化等の活用も一つの方法であり、敷地の制限をするというものではないとの答弁が出ております。

しかし、工場立地法及び関係省令では、緑地という定義については、正面が芝生などで覆われている屋上等緑化施設、これが含まれる、そのような内容に変わっており、環境施設については屋外あるいは屋上に設置されている太陽光発電施設も含まれる、そのようなふうに今変わっております。極端に言えば、今回例えば工業地域では屋上緑化部分を敷地の5%分、工場や駐車場の屋上に確保すれば地上部分にはいわゆる緑地は必要なくなる、そのようなことにもなりかねない。もちろん、そのような極端なことは起きないとは思いますが、今環境問題が真剣に検討されている中でこのような大幅な規制緩和、これはこの環境問題を考えていかなければならない中、また当市の緑の計画の指針にも適合しない、そういった内容であります。

したがって、今回の条例制定には反対をしたいと思います。以上です。

○議長（広瀬武雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。

採決では、起立採決と併せて採決システムを併用し、賛成または反対のボタンを押していただくようお願いいたします。

これから議案第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（広瀬武雄君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第16号令和3年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（広瀬武雄君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第17号令和3年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（広瀬武雄君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第18号令和3年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第4号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。



これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（広瀬武雄君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第22号令和4年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（広瀬武雄君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第23号令和4年度瑞穂市水道事業会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（広瀬武雄君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第24号令和4年度瑞穂市下水道事業会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 5番 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 議席番号5番、日本共産党の関谷守彦です。

議案第24号令和4年度瑞穂市下水道事業会計予算について、反対討論を行います。

昨年12月議会において下水道事業会計補正予算が提出され、その中で下水道瑞穂処理区のDB契約に向けて管路施設部分52億7,000万円、処理施設部分35億6,700万円、合わせて88億3,700万円の債務負担行為、こういったものを含めてこの補正予算が承認をされました。

そして、今年1月に汚水管路施設整備事業第1期分としてプロポーザル方式による募集要項が公表されました。そこでは事業費上限額50億9,200万円と、先ほどの債務負担行為、ここに出されていた予定額よりも1億7,800万円少ない額が示されておりました。

一方、処理場施設については、2月に瑞穂市より委託を受けた日本下水道事業団から実施方針が示され、その中で概算事業費として設計費等は含まない工事費について、令和2年度基本

設計における試算結果としておよそ37億円という数字が示されております。

設計などがもし予定どおりの額だとしますと、合わせると40億1,500万円となり、先ほどの債務負担行為よりも4億4,800万円オーバーしている、そのような金額になっております。管路部分で少なくなった部分を差し引いても2億7,000万円オーバーとなってしまいます。

債務負担行為の説明の際には、債務負担行為の88億円余りという金額は余裕を持った数字だとも説明をされていたと思います。

ところが、今回の予算での債務負担行為に関する調書では、何らのそういったことに一切の説明はなく12月議会での補正予算額、これがそのまま記載されております。

この件に関し、8日に行われました産業建設委員会協議会において質問させていただいたところ、工事費が多くなったのは2期工事以降に予定をしていた汚泥脱水機、こういったものがあるそうですけれども、これを今回の第1期工事で設置したい。そのほうが総コストが低減する可能性がある、そういったことを日本下水道事業団から提案され、それを受けてその分が5億円入ったものだと、そのようなお話がありました。

そして、さらに日本下水道事業団との基本協定では、瑞穂市がこの事業団に支払う金額は36億6,000万円としているから、市としては事業団にこれ以上支払うことはない、そういったような説明もされました。

第2期工事以降に予定をしていた汚泥脱水機というものをこの第1期工事に含めるということであれば、当然予定していた債務負担行為の金額、その内容を見直していくことが当然のことではないでしょうか。

これまで工事内容が変更になった場面が幾つかあったと思います。当初、第1期工事では予定されていなかった最終沈殿池の2つ目をPPP/PFI導入検討調査の際には委託先のNJSさんのほうから提案を受け第1期工事に含める、その結果額が膨らんだ、そのようなお話がありました。ところが、12月の補正予算の際には、それがまた元に戻って2池目は造らないということになってしまっております。

また、その一方で、東海道線の下をまたぐ管路は自ら行うことができずJRに委託をしてすることになると。そして、その金額は1か所で3億円程度の費用がかかる、こういったこともまた明らかになっております。この3億円についてはまだ予算計上は一切されておられません。

そして今回の汚泥脱水機、これがまた急遽入ってくる。こういった経過も考えますと、これからの下水道事業が過重な将来の負担にならないか、非常に不安を抱かざるを得ない、そのように考えます。特に今後、材料代、人件費の高騰が予想される今の状況を考えますと、これまでの取組状況を整理するとともに、今後の計画についてもしっかりと検討をしていく必要があると考えております。

そういった意味も含めて、今回の下水道事業会計予算については反対をしたいと思います。

以上です。

○議長（広瀬武雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（広瀬武雄君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第25号市道路線の認定について（その1）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（広瀬武雄君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第26号市道路線の認定について（その2）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（広瀬武雄君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第27号市道路線の認定について（その3）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（広瀬武雄君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第28号市道路線の廃止についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（広瀬武雄君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第12 議案第6号から日程第18 議案第21号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（広瀬武雄君） 次に、日程第12、議案第6号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてから日程第18、議案第21号令和4年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算までを一括議題といたします。

これらについては、文教厚生委員会に審査が付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長 馬淵ひろし君。

○文教厚生委員長（馬淵ひろし君） 改めまして、おはようございます。

議席番号8番、文教厚生委員長の馬淵ひろしでございます。

ただいま一括議題となりました7議案につきまして、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会の審査の経過及び結果について報告します。

文教厚生委員会は、3月9日午前9時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催しました。6名全員の委員が出席し、執行部から、市長、副市長、教育長、所管の部長、次長及び課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告します。

初めに、議案第6号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部からの補足説明の後、質疑に入り、委員から、令和2年度の相談件数は、配偶者等の暴力については34件、児童虐待については52件ということだが、これは実人数なのか延べ数なのかとの質疑に対し、実人数であるとの答弁がありました。

また、新旧対照表に虐待及び配偶者等からの暴力の防止等という言葉があるが、配偶者等の等という部分は掌握できる範囲が難しいのではないかと思うが、どのように考えているかとの質疑に対し、当市は配偶者や事実婚の方、恋人だけに限らず、成人した子に対する親の暴力などについても女性相談員のところに入ってくるので、こういった相談についても対応したいという意味で配偶者等としたとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

この議案については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号瑞穂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部からの補足説明の後、質疑に入り、委員から、提案理由の中に東日本大震災という言葉がある。大規模災害に対してうたっていると思うが、東日本大震災に限っているのかとの質疑に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令というものがあり、その政令の一部改正が行われた。東日本大震災という言葉は、この政令の名前についているものであるとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号令和3年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議案第15号令和3年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、議案第20号令和4年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算、議案第21号令和4年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算を審査しました。

これら4議案につきましては、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会の委員長報告を終わります。令和4年3月18日、文教厚生委員会委員長 馬淵ひろし。

○議長（広瀬武雄君） これより、議案第6号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（広瀬武雄君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第8号瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（広瀬武雄君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第9号瑞穂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。



これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（広瀬武雄君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第14号令和3年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（広瀬武雄君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第15号令和3年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（広瀬武雄君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第20号令和4年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（広瀬武雄君） 5番 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 議席番号5番、日本共産党の関谷守彦です。

ただいま議長の許可を得ましたので、議案第20号令和4年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算について、反対討論を行います。

総括質疑の際にもお尋ねしたところでございますけれども、新年度の国保税所得割0.04%引き下げると、そういったことが今回出され予算化もされております。そういった中で、県が示す標準保険料率が引き上げられ、予算編成に苦慮をされていることは理解はいたしますけれども、3年度末、今年度末での国民健康保険基金につきましては当初の予算編成段階では減少するということが見込まれておりましたけれども、実際の見込額、今年度末の見込額は逆に6,000万円増加をし、初めて10億円を超える、そのような見込みが今回の資料として出されております。これを被保険者1人当たりによれば、10万2,000円を超えるような額になってきております。

このような状況の中で、子育て支援として、国民健康保険基金を活用して今回から行う国の未就学児への均等割半減減免を拡張する形で、市の独自策として18歳前まで広げることは長期的に見ても十分可能なことであると考えます。保険料の県による統一、給付等の統一という話があるそうですけれども、これは確定している話ではなく、また当然瑞穂市として独自の施策を行っていくことは多いに認められているところでございます。

昨年は保険税を大きく見直していただいた、そういった観点から国保予算に賛成をいたしました。この令和4年度の予算につきましては、市民の保険税を集め過ぎた結果として国保基金がたくさんたまってきている。それを住民福祉の観点に立って活用していく、そういった立場が必要だと思っておりますけれども、残念ながら今回そういった形になっていない。

そういったことでこの議案については反対をさせていただきます。以上です。

○議長（広瀬武雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（広瀬武雄君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第21号令和4年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 5番 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 議席番号5番 関谷守彦です。

議案第21号令和4年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算について、反対の立場から討論を行います。

御承知のように、4月から公的年金の支給額は0.4%減額されることになっております。今年度も0.1%減額されており、2年連続ということになっております。

一方、食費などの生活必需品が大きく値上がりしてきている、こんな状況であります。さらには、今年10月から後期高齢者の方の2割ほどの方が、自己負担額1割から2割に引き上げられていく。ここで一度上がるということは、また今後広がっていく可能性もあるというふうに、そんなふうに考えておりますけれども、このような状況の中にあつて、今回均等割が1,612円、所得割の料率が0.35%引き上げられている。これはあまりにも酷な話ではないか、そのように考えます。

そもそも収入が相対的に減っていく、そして医療費がまたかかっていく、そういった高齢者を一つの制度にまとめてしまう、そこ自体が既に無理のある話であります。結果的には、現役世代と後期高齢者の方の世代対立をあおる形になりかねない、そういった制度であると残念ながら思わざるを得ません。

この問題を解決するには、当面、何といたっても国の負担割合を引き上げていく、さらには県がしっかりそこを支援していく、そういった立場が必要になってくると思います。総括質疑の市長からの答弁の中でも、そういった声が上がっているという話も若干聞いております。

こういった状況で、ただ単にこの引上げを認めていく、それはやはり問題があるのではないか。そういった意味におきまして、今回はこの制度の見直し、そういったことの要求も含めて本議案には反対をしたいと思っております。以上です。

○議長（広瀬武雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（広瀬武雄君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時10分

○議長（広瀬武雄君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第19 議案第5号から日程第25 議案第19号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（広瀬武雄君） 日程第19、議案第5号瑞穂市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてから日程第25、議案第19号令和4年度瑞穂市一般会計予算までを一括議題といたします。

これらにつきましては、総務委員会に審査が付託されてありますので、委員長の報告を求めます。

総務委員長 若園五朗君。

○総務委員長（若園五朗君） 改めまして、皆さんおはようございます。

議席番号16番 若園五朗。

総務委員会の審査報告をさせていただきます。

ただいま一括議題となりました7議案につきまして、会議規則第39条の規定により、総務委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

総務委員会は、3月10日の午前9時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催しました。6名全員の委員が出席し、執行部から、市長、副市長及び所管の部課長を、また一般会計当初予算等のため当委員会所管以外の教育長、各部長、調整監にも出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告します。

初めに、議案第13号令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第12号）についてを審査しました。

本案について、ほかの常任委員会でそれぞれの所管部分について協議された結果、意見の報告はありませんでした。

この議案については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第19号令和4年度瑞穂市一般会計予算についてを審査しました。

本案について、ほかの常任委員会でそれぞれの所管部分について協議された結果、意見の報告はありませんでした。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、まち・ひと・しごと地方創生推進費で、中山道大月多目的広場にてキッチンカーを利用したにぎわいの創出との説明があったが、計画の中には地域の商工に関わる人たちが参加できるような仕組みはあるのかとの質疑に対し、キッチンカーフェスは、昨年、防災協定とにぎわいの創出ということで株式会社メルカートと協定を結び、協議の中でキッチンカーを持っている事業者は瑞穂市にも多数あるということを知っている。また、商工会を通じて地元の方も参加できるようなフェスにしたいとの答弁がありました。

また、キッチンカーフェスは今後どのように開催するのかとの質疑に対し、市制20周年記念のプレ事業ということで6月に開催を予定している。ただ市主導で行うことだけがにぎわいの

創出ではないので、今後企業主導で中山道大月多目的広場を使ってイベント等をやってもらえないか話をしているとの答弁がありました。

また、中山道大月多目的広場の集客が見込めるのは土・日だと思うが、土・日の対応策や自動販売機等の設置は考えているかとの質疑に対し、飲物等は必要だと考えているので、自動販売機等の設置は検討していきたいとの答弁がありました。

また、中小学校大規模改修工事に関連して、中小学校は学校規模としては小さいが、将来的にどのようにしていくのかとの質疑に対し、中小学校は新年度、県からICTの研究指定校という構想を持つ中で、小規模のよさを生かした教育を行い、ほかの学校でも少人数学級を導入した際には中小学校の実践が反映されればと考えている。あと、建物については市長部局と教育委員会が連携しながら考えていかなければならないと認識しているや、現在は全ての小・中学校の建物は統廃合ではなく長寿命化となっている。ただ、今後は財政面や人口減少していく中で統廃合も検討していかないといけない問題ではあるとの答弁がありました。

また、穂積中学校のグラウンド整備は、来年度3年生になる生徒たちが卒業するまでに使えるようなスケジュールなのかとの質疑に対し、工事は1年かけて進めていくため来年度グラウンドは使えない。ただ、学校からの要望として、春先は体育祭で使いたいとのことで、その期間は空けるとの答弁がありました。

また、やり方によっては1年かけてやるのではなくて、半年ぐらいでやってしまうくらいの目標を立てれば、来年卒業する生徒にも運動場を使ってもらえるのではないかと質疑に対し、子供たちのことを考えると急いでできるものであれば進めたい。業者との調整をして、できる限り努力したいとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第5号瑞穂市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

この議案については、報告すべき質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第7号瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、職員に対する説明会等はどのような形で行われるのかとの質疑に対し、逐次、総務課の担当に職員からの相談があるので、そういったところで説明を行う。庁内のインフォメーション等で周知徹底をしていきたいとの答弁がありました。

また、男性版育休法と言われているが、取得することで業務に支障が出ないかとの質疑に対し、現在、男性の育児休業の取得が多くなり、期間も長くなってきている。総務課としては、積極的に取ってもらうよう呼びかけていく。職員が休業に入ると現場は大変になると思うが、

担当課長のほうで周知をしてもらいながら取りやすい環境を整備してもらおうとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第10号瑞穂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、年額報酬について、一回も来なかった団員にも支給されるということがあるが、頑張っている団員が不満を感じないかとの質疑に対し、地域によってやり方は違うが、消防団の方々には、名前だけということが今までにあったため、そういうことがないように消防団と自治会長に話をしており、どうしても自治会で人を探せないところも出てきている。自治会で足らなかつたら、ほかの自治会から足して定員を採すこともしているとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第11号瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

この議案については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第12号瑞穂市水防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、消防と水防が同じである規定があるとのことだが、消防と水防が重なるような災害が起きた場合は両方から支給されるのかとの質疑に対し、1人の団員が同時に2つの災害に対応することはないので、報酬は消防か水防のどちらかで支払われるとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

付託された議案の審査が終了した後、委員から、巢南庁舎での指定金の派出所について、今回は予算のまま受け入れていくことはやぶさかではないが、1年から2年を期間として十分検討し、廃止の方向で検討したらどうかとの意見がありました。

以上で、総務委員会の委員長報告を終わります。令和4年3月18日、総務委員会委員長 若園五朗。

○議長（広瀬武雄君） これより、議案第5号瑞穂市個人情報保護条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（広瀬武雄君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第7号瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（広瀬武雄君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第10号瑞穂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。



これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（広瀬武雄君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第11号瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（広瀬武雄君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第12号瑞穂市水防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（広瀬武雄君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第13号令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第12号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（広瀬武雄君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第19号令和4年度瑞穂市一般会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 5番 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 議席番号5番、日本共産党の関谷守彦です。

ただいま議長の許可をいただきましたので、議案第19号令和4年度瑞穂市一般会計予算について、反対の立場から討論をさせていただきます。

本予算については、総括質疑の場でも述べさせていただきましたけれども、評価できる点は幾つかございました。保育士や放課後児童クラブの指導員などの処遇改善、これが1つ目に上げられると思います。また、地元からの要望が大きかった美江寺橋歩道橋整備事業あるいは古橋地内遊水池整備事業が今進められようとしております。

また、平和推進事業については予算措置としては不十分であるとは思いますが、一般質問などを通じて表明された市長の平和に対する思いについてはしっかり受け止めていきたい、そのように感じ取っております。

しかし、幾つかの問題点があります。

まず最初に、まちづくり基本条例に基づき市民との情報の共有を図り、予算編成方針を明らかにしていく。そのために平成25年度予算から実施されてきた事業ヒアリングシートの公開が今年行われなかった。いろいろに事情はあったにせよ、情報公開という市政にとって非常に重要な課題、こういったことが結果的にはないがしろにされた。これは大きな問題だと考えております。

次には、コロナ対策をどうするのか。今これは一番の課題だと思います。まん延防止等重点措置、これは21日までで解除となります。この2年間のコロナ対策を振り返りながら、これからはなければならないこと、これから明確に打ち出していく施策があつてこそ市民の不安に添えていくことになるのではないかと。国待ちではなく、市として検査体制の充実、困窮している事業者、市民への支援策、こういったものを明確にしていく必要があつたのではなかったか。そのように感じ取っております。

また、高齢者への交通手段の確保の問題についても様々な声を聞き生かしていくこと、あるいは中山道まちづくりの構想について、観光的な価値を高めていくためにも本田・生津地域を含めた中山道全体を捉えた構想についての課題が幾つかあつたと思います。

また、職員の期末手当について、既に人勸に沿った形で削減がされている、こういったことも大きな問題だと考えております。

以上の観点から、この令和4年度一般会計予算については反対をさせていただきます。以上です。

○議長（広瀬武雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（広瀬武雄君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第26 議案第29号及び日程第27 議案第30号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（広瀬武雄君） 日程第26、議案第29号瑞穂市教育長の任命について及び日程第27、議案第30号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） それでは、2件、追加議案の提案について説明をさせていただきます。

議案第29号瑞穂市教育長の任命についてであります。

教育長 加納博明氏の任期が令和4年3月31日に満了となることから、新たに服部照氏を教育長として任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

議案第30号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

民間給与との較差に基づく人事院勧告に伴い、市職員並びに市議会議員及び常勤の特別職職員の期末手当の額の改定をするため、市関係条例の改正を行うものであります。

以上、2件の追加議案につきましての概要を説明させていただきました。よろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（広瀬武雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩といたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前11時30分

○議長（広瀬武雄君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りいたします。議案第29号及び議案第30号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〔「異議あり」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 異議がありますので、起立によって採決します。

ただいま議題となっております議案第29号及び議案第30号について、委員会付託を省略することに賛成の方は起立願います。

〔発言する者あり〕

○議長（広瀬武雄君） そうです。委員会付託を省略する。

〔賛成者起立〕

○議長（広瀬武雄君） 着席願います。

起立多数です。したがって、ただいま議題となっております議案第29号及び議案第30号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより議案第29号瑞穂市教育長の任命についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 松野貴志君。

○9番（松野貴志君） 議席番号9番 松野貴志です。

質問に当たりまして、令和3年度の議会運営委員長として議長の議場運営を円滑にするよう努めてまいりました。また、議会運営委員の皆様のご意見、また意思決定を尊重し、委員長として個人的な見解は控えてきたつもりであります。

さきに行われた臨時議会をはじめ、令和3年度の市長提案、また議案提出のタイミングについては、これから質問する14日に追加上程されました議案第29号瑞穂市教育長の任命について、委員長として質問させていただきます。

まず初めに、議案第29号瑞穂市教育長の任命について、先ほど市長より提案の説明がありました。よろしく御審議を賜り、適切なる御決定をいただきますようとお説明されましたが、審議をするにしても本日のこの時間帯だけとなります。僅かな時間で審議をすることになりますが、それで適切な御決定をしていただきたいとはどのような適切な判断ができるか、市長にお聞かせください。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 審議時間が適切ではないという御指摘でございますが、他の市町村の教育長の任命の状況についてお話をさせていただきたいと思っております。

文部科学省の令和元年9月1日現在での新教育委員会制度の移行に関する調査というのをございまして、1,715の市町村の回答の結果がございます。1つ目は、議会における教育長候補者における所信表明、質疑を行った市町村は96自治体、5.6%になります。議会における教育長候補者による所信表明のみを行った市町村は268自治体、15.6%です。議会において首長、市長に対する質疑を行った市町村は538自治体の31.3%です。議会において、所信表明や質疑はなく採決のみを行った市町村は678自治体、39.6%、約4割がそのような形で採決を行っておるようです。その他は135自治体、7.9%となっております。

教育長の所信表明を行う市町村は、どちらかといえば少数派になろうかと思いますが、判断材料として不足ではないかとの御意見もあろうかと思いますが、御理解のほどよろしくお願いたします。以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 松野貴志君。

○9番（松野貴志君） 今の執行部の答弁によりますと、この時期になりますと教育長人事等々がかかってくるということでありますが、私的には、今日この場にて決するという事になっております。もちろん議会運営委員会においても、委員会付託の省略ということでほぼほぼ委員の皆様が御判断をされております。私はその意見を尊重し、委員会付託を省略しこの場に臨んでおりますが、やはり議運で行われた執行部からの補足説明、また先ほど市長からの提案説明があった後の全協の場における補足説明において、私は非常に配慮が欠けていたと思っております。

といいますのも、執行部からの補足説明の中には、当人が、今回該当されてみえる候補の方が現職の教員であるということでもあります。もちろんそれも理解はできますが、まずもって瑞穂市として考えなければならないのは、瑞穂市の子供たちです。本来、提案説明を行う中で、配慮というお言葉を使われていくのであれば、まずもって瑞穂市の幼稚園、小学校、中学校の通うお子様、また働いていただいている教員の皆様に対して配慮をし、かつ今回の候補の方も現職でありますので配慮をするというところで今回の上程に至りましたという説明が正しくないかと私は思っております。

もう一度確認します。今の私の説明で正しいですか。もしくは間違っていますか、お答えください。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 議員御指摘の配慮がというところをございます。私といたしましては、もちろん当人の服部氏への配慮も必要でございます。もちろん未来を担う子供たち、瑞穂市の子供たちへの配慮も必要であったかと思いますが、言葉足らずであった部分については申し訳なく思っております。よろしくお願いたします。

[挙手する者あり]

○議長（広瀬武雄君） 9番 松野貴志君。

○9番（松野貴志君） 執行部のほうから今御答弁いただいておりますが、今回追加で上程されたのは市長の案件であります。市長から一言いただきたい。どういった思いで今回の人事に至ったのか、またこれからの未来、瑞穂市の子供たちに対してどういう思いがあるのか。また、今回、6年務められた教育長の実績等々も踏まえた市長からの御説明をいただきたいと思えます。

○議長（広瀬武雄君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 松野議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず先ほどおっしゃられました加納教育長への御配慮、そして小・中学生の子供たちの配慮ということで、私、議会運営委員会の冒頭に御挨拶の中で、今回追加上程になったのは加納教育長の御配慮ということが一番に申し上げて御挨拶をしておりますので、その辺りもちょっとお含みおきください。

あと先ほどの御質問にもありました全国の教育長候補者への所信表明や質疑を行った団体というのも、瑞穂市は行っておりますので、その辺りについてもしっかりとその所信表明も御本人さんに行ってください、そして今日、質疑もあるということで御理解をしていただきたいと思えます。

そして、先ほどの選任に至る理由ということですが、法的には地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、人格が高潔で教育行政に識見のある方を議会の同意を得て選任することから、今回の教育長の候補者である服部さんについては、私が教育委員会時代に1年だけですが席を並べたというようなことから、人柄もその人の御本人のこともよく知っております。そして、教育行政の管理職まで携わり教育に関しては高い識見を持っておられるということで、今回、加納教育長が2期目の任期の途中ではなく2期目の任期が満了したということで、今回提案をさせていただきました。

私もそうですが、任期のあるものはその任期中に自分の成し遂げたいことというのはある程度進めるべきだと考えています。加納教育長が、もしこれから先、瑞穂の教育で不足するということが、やっていきたいということが思いの中であれば次の教育長へ継続していくということも考えていますが、教育委員会の独立性や中立性という立場で考えると、私がその部分に踏み込むことは教育総会議の中で意見は申し上げることが正しいということを思っていますので、今まで加納教育長さんに2期6年間にわたって瑞穂の特色ある教育を高めていただいた。そして、さらに新たな教育長で瑞穂の教育をさらに質の高い教育に持っていききたいということを考えておりますので、議員の皆様御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

[挙手する者あり]

○議長（広瀬武雄君） 9番 松野貴志君。

○9番（松野貴志君） 今、市長のほうから説明をいただきました。

そういった強い思いがおりであれば、やはりこの人事案件等々大事な教育に関わる部分におきましては市長からしっかりと最初の段階から説明をいただきたい。また、全協の場でも説明を行っていただきましたが、やはり説明の入り口は市長がしっかりと行っていただきたい、そういう思いであります。

ですから、それらも踏まえまして最後の質問です。

今後、人事案件の出し方についてお聞かせください。これから先。今回じゃなく。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 人事案件の出し方ということでの御質問でございますが、短時間においてその人材が適任であるかどうかという判断は難しいということは御理解をいただけないかと思っております。

私どももできるだけその判断材料を皆様方にお示ししながら人事案件のほうを提出していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（広瀬武雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 議席番号8番 馬淵ひろしでございます。

ただいま議題となっております教育長の人事につきまして、御質問させていただきます。

まず全員協議会の説明資料の中で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中の第5条の2項、教育長及び委員は再任されることができるという規定がございます。

今回、新たに選任をするということでございますが、この新たに選任するというに至った経緯を御説明いただきたいと思っております。

○議長（広瀬武雄君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 馬淵議員の御質問にお答えをいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律には、確かに再任ができるという規定がございます。

今回、加納教育長にあつては2期の任期がこの3月31日で満了となることから、新たな服部さんという今教育委員会に長く教育行政に管理職まで携われて高い識見を持っておられる方がおられるということから、また瑞穂の教育もよく知っておられるということから、そのような選任に至った経緯でございますが、それ以上の詳しいことにつきましては少し差し控えさせていただきますが、今回の服部さんの選任についての御質問ということでよろしいでしょうか。



それでしたら、私は服部教育長候補の方は小学校、中学校の両方の経験があり、穂積町、そして瑞穂市の教育委員会に勤務された経験もあり、そして岐阜の教育事務所の所長も含め3回の事務所経験、さらには県の教育委員会にも教育主幹を含め3回という教育行政の県の教育委員会におられたこともあり、指導主事、教員の人事も経験され、子供たちには誰もよくなりた、そして成長したいという願いを持っているということをかねがね言われております。一人一人を大切に作る姿、姿勢、そして瑞穂市の教育に一生懸命取り組んでいくという姿勢があり、今回私は提案をさせていただきましたのでよろしくお願いを申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） ただいま御説明があったんですけど、新たに服部氏を選任したいということでもありますけれども、その服部氏の人物像について何か申し上げることは私はありませんけれども、そういう経歴でしたら今の加納教育長で続投するというところで特に何か支障があるのかというような感じを私は受けます。

教育というのは連続性が大切だという御答弁も市長の中にはございました。教育の連続性、この時期にあつて、様々な長期的なプロジェクトがある中で、この加納教育長を替えて新しい方にその陣頭指揮を執っていただくというふうな御提案の経緯があったわけですが、そういった中で加納教育長の再任ということではなく新たに設定すると、新たに任命をするということで、さらに質の高い教育を目指していきたいという御発言もありました。

さらにとというのは、非常にちょっと申し上げにくいんですが、新しい教育長でそういったことが、目指していくことができるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（広瀬武雄君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） ただいま御質問、新たな教育長を迎えてさらに教育の質を高めるか、できるのかというような質問になりますが、私はその方を知っている人物の一人でありますので、そのように信じておりますので、信じて提案をさせていただいたとしかお答えはできませんが、よろしくお願いを申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 8番 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） それでは、違う観点で御質問をさせていただきますが、先ほど松野議員の質疑の中でもございました。この重要な教育長の人事というものの議案を提出するに当たりまして、提出があったということは議運に3月14日に御報告があつて、15日の一般質問の冒頭で議長から報告があったものでありますけれども、提案理由の説明に至っては本日あつたと。そして、その中で我々がしっかりと質疑をして行かせていただいたのは先ほどの全協の場でありました。

様々な議会日程というものは議運を通して行われるものでありますけれども、円滑な議会会議運営をするには、当初からやはり提案をしていただいて、しっかりと議会の日程を考えながら行っていく。途中でその議会日程を変更するということは、非常に困難なことがあります。私、先ほど委員会付託の省略に反対をさせていただきましたけれども、しっかりと審議をするということが私は大切だというふうに考えておりますけれども、先ほど総務部長からは、参考人として本会議で所信を述べていただくという議会もあるというふうに私もお聞きをしておりますし認識をしております。

私自身の力不足で、この議会でしっかりと審議をする時間というのを確保するということが非常に難しかった。これも提案されてから時間がないというところをちょっと言い訳にしてしまっただけは申し訳ないんですけども、非常に合意形成を図るのは非常に難しいものであります。

ということもあまして、私としてはその参考人としてお聞きしたいんですけども、この服部氏という方はどのような教育方針を持った方なのかということ、執行部、御説明をいただきたいと思っております。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） では、議員の御質問にお答えしたいと思います。

諸事情がございまして、諸事情に配慮してこのぎりぎりの議案提出となってしまったということで、なかなかその判断が難しいのではないかとこの部分もございまして。その点を補うということではございませんが、服部氏にこちらのほうへお見えになっていただきまして所信表明のほうをしていただきました。議員の皆様方、聞いていただいたと思っております。

その中で、服部氏は幼保、小学校、中学校の連携を、一貫教育を通して豊かな人間性を育みたい、また魅力ある園、学校づくりを通して質の高い教育を推進するというふうに所信のほうをお述べになっております。そのような教育を目指していかれるのではないかとこのように期待をしております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 確かに全員協議会に来ていただいたということはあると思っておりますが、私としては、この教育の方針というのは非常に大切でありまして、どういう方が教育長になられるかということは物すごく重要な案件だと考えておりまして、本会議での参考人としてお呼びし、御意見を伺った上で質疑を通してその方が考えておられる教育の在り方というものを知った上で、十分に知った上で私どもは議決をしたいなというふうに私は考えておりますが、その合意形成を取ることが非常に難しかったわけでございます。

今の御答弁でも、こういうふうであったかと思うということがこの本会議場で報告をされるわけでありましてけれども、やはり御本人がきちっと御報告をいただくということが私は筋であ

るというふうに思っておりますし、我々も責任のある議決をすることができるというふうに思っております。

その原因は、やはり議案の提出の仕方に問題があったのではないかなあと言わざるを得ない。これは候補者に対する配慮、これはもちろん必要であるというふうに考えますけれども、市民の人々への説明、我々議員を通してするというところに今は試してみえるような形でありますけれども、本会議場でそういった形ができればそういった表明ができるわけであります。

ですので、この審議についてはしっかりと行いたいと思っておりますが、そういった議案提出について、先ほど松野議員からも質疑がありましたけれども、このしっかりと行っていきたい、行わせてほしい、こういう議会の思いを受けて市はどう試してみえるのか、教えていただきたいと思っております。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） もっと審議する時間がということで御質問いただいております。

確かに、いろいろな諸事情に配慮してこのような形になってしまって、確かに時間が短いのではないかというふうにおっしゃられておりますが、できるだけ人事案件、大変デリケートな部分もあると思います。その点も考慮しながら、できるだけ審議していただける材料を出しながら議案の提出をしていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） その件に関しましては、我々議会の運営の在り方というものもあるとは思いますが、我々議会としてもしっかりと考えていきますが、執行部としての提案の仕方というものはいま一度見詰め直していただきまして、議会としてしっかりと審議していただけるような環境というのをちょっとつくっていただきたいということを思っておりますが、教育方針を、今確認をちょっとさせていただかないと私も議決は難しいですので、例えば今の中で、一貫教育、幼・小・中の連携というようなお話がございました。

これは私、判断するには必要な材料だということで御質問させていただきますが、先ほどの総務委員長の報告の中でも、中小、西小等の小規模校の統合というようなことの指摘をされた委員に対して、そういったことも今後は検討していかなければいけないというような答弁があったと報告があったと思っております。

こういった考えについて、この服部氏がどのように試してみえるのか、そういったことをお聞きしたいと思います。

○議長（広瀬武雄君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 私のほうから、服部さんの考えを少し代弁させていただきます。

今の子供たちが活躍する10年後を見据えたときに、このようなコロナというような想定外のことがいつ起こるとも限りません。子供たちには、自分で考え主体的に課題に取り組み、粘り強く解決の方向を見だしていく力、また思いやりを持つ気持ち、そして多様な他者との協働することができる力をつけていきたいということをおっしゃられています。

また、子供たちは誰もがよくなりたい、成長したいと願っています。一人一人の子供を大切に、その子供が持っているよさや可能性を伸ばしていきたい。一人一人が自分に自信と誇りが持てるような教育を進めていきたいということをおっしゃっておられます。

また、幼稚園、保育所、小学校、中学校の一貫教育というふうに捉えられてしまいますが、一貫した連携の中で豊かな人間性を育てていきたいということもおっしゃられておりました。また、穂積、そして巢南、さらに瑞穂市になってからそれぞれの学校の特色があります。その学校づくりを通して質の高い教育を推進したいということもおっしゃっておられました。

その内容には、自分の専科である英語教育、道徳教育、ICT教育、理科教育など、それぞれの学校の強みを生かした教育を推進するとともに、各学校同士が学び合うことで、市内の学校同士が学び合うことで質の高い教育を一層推進していきたいと考えておられるとおっしゃいました。これまで穂積町の教育委員会、そして瑞穂市の教育委員会に3年間お世話になったことをいろんな場面で学ばせていただきました。このような機会をいただけたことを本当に感謝しておるということで、瑞穂市の教育のために一生懸命努力するというを私にはおっしゃっておられましたので、私が代弁をしてお答えさせていただきました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 所信表明ということを執行部のほうはおっしゃって見えますけれども、あの全協で行われたことは所信表明ということによろしかったのでしょうか。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 私どもといたしましては、それが所信表明であるというふうに捉えておるところでございます。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 御挨拶に伺ったというふうなことも聞いておるところでありますけれども、私としては所信表明というのはきちっとしていただいて、我々議員からも質疑ができるということであれば、より慎重な審議ができるなあというふうに考えておりますということの考えを申し上げて質問を終わってはいけませんが、大変申し訳ありませんがこれで終わらせていただきます。

○議長（広瀬武雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） 議席番号12番 棚橋敏明でございます。

あくまでも市民の方が言うておられるのですが、今回の教育長人事につきまして、他の議会の議員様の御意見で、現教育長の継続も視野に入っていたのに継続ができなくなってしまったと言っておられます。果たして、そのようなことがあったのでしょうか、お尋ねします。市長もしくは副市長より御回答をよろしくお願いいたします。

○議長（広瀬武雄君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 加納教育長の任期がこの3月31日で満了するというので、継続ということも視野にあったかというような御質問ですが、もちろん加納教育長さんの2期の実績は十分かっておりますし、継続も視野に入れて検討をさせていただきましたが、またそれに代わる瑞穂の教育もよく知っておられる方で新しい風を入れてはどうかというようなことも思い、今回提案をさせていただきました。

〔挙手する者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） すみません。ほかからの、ほかの組織の議員様から御意見があったのかどうか、それをお尋ねしたんでございます。

○議長（広瀬武雄君） 棚橋君に申し上げます。

ほかの組織、例えばとおっしゃっていただけませんか。

○12番（棚橋敏明君） いいんですか、しゃべって。

○議長（広瀬武雄君） ほかの組織というと非常に。

○12番（棚橋敏明君） ほかの議会ですね。例えば、県の議会とか、そういったことでございますが。

〔発言する者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 若干質疑の範囲を超えておりますが、市長に答えていただきます。

森市長。

○市長（森 和之君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

ほかの組織と申しますか、議会から何かそういう意見があったかということですが、ございません。そんな意見を聞いたことはありませんが、教育長の人事をどうするんかというようなことはいろいろ尋ねられましたが、何も答えたことはございません。

〔挙手する者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） ありがとうございます。以上でございます。

○議長（広瀬武雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 議席番号8番 馬淵ひろしでございます。

ただいま議案となっております教育長の人事の新しく任命するということでございますけれども、私自身も質問をさせていただきました。ほかの議員もしていただきましたが、今答弁をお聞きしまして、再任しないといった理由をお聞きいたしました。もちろん教育を発展させていく、違う観点を入れていく、そういったことも理解するところではございますが、教育行政の連続性というのを考えると、もちろん再任という形もあつたのではないかというふうに考えるとところでもございます。

もう一つ、大きいところは、やはり十分な審議というものができていなかったのではないかと私は思います。提案のされ方がイレギュラーでございましたし、議会の日程も追加日程、追加日程ということで行われた経緯もございます。

私としては、次、教育長という方は非常に瑞穂市の子供たちの教育、そして保護者が期待する教育、そういったもの、あとは市民の皆さんの生涯学習施設のほうの運営も担当しておるその責任者を選ぶという議案であります。この議案を審議するに当たって、やはり御本人から、この候補者の方からこの議場において市民の皆様にも伝わるような形で審議をするべきではなかったかというふうに私は思っておりますが、それを合意形成するところまで至らなかった責任というのは私にあるというふうには思いますけれども、これもやはり議案の上程の仕方によってそういった調整を図る日程というのが組めなかったというふうに理解をするところでもあります。

そういった中で、十分な審議が尽くされないまま私はこの方を任命していいのかということ非常に疑問に思うところでありまして、服部氏がいいとか悪いとかということの表決ではないということは申し上げをさせていただきます。今回は反対をさせていただきたいと思いません。

○議長（広瀬武雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野藤四郎でございます。

今回、教育長の任命に関することですが、加納教育長さんには子育てに対してこの6年間いろいろお世話になったということで感謝を申し上げたいと思います。

今回任命される人間についてですが、服部氏は以前教育委員会で教育等でお世話になっておりました。今回、教育長としての任命ですが、議会に提出されておりますけれども、今後、国際社会に向けて教育力の向上も必要であると。そして教育目標に関しても市長のお考えと同じであるということで、今回の任命については皆さんの協力をお願いしたいと、このように思います。

○議長（広瀬武雄君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

〔「議長、棄権いたします」と呼ぶ者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 若井千尋君、庄田昭人君、今木啓一郎君、藤橋礼治君は棄権とのことでございます。

〔14番 若井千尋君・13番 庄田昭人君・10番 今木啓一郎君・18番 藤橋礼治君 退場〕

○議長（広瀬武雄君） それでは、これから議案第29号を採決いたします。

議案第29号瑞穂市教育長の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（広瀬武雄君） 御着席ください。

起立多数です。したがって、議案第29号は同意することに決定いたしました。

〔14番 若井千尋君・13番 庄田昭人君・10番 今木啓一郎君・18番 藤橋礼治君 入場・着席〕

○議長（広瀬武雄君） これより、議案第30号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 5番 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 議席番号5番、日本共産党の関谷守彦です。

1点、お尋ねしたいと思います。

今回の期末手当の減額ということでなりますと、2年連続での減額ということになります。一方で、働く人の実質賃金がずっと減ってきていると、そういう状況の中で景気そのものもよくなっていかない、そんなことが指摘されて給料を上げるべきではないかという論議がされて

いる中でこのような議案を出される、これについてそこら辺の関係についてのお考えをお聞きしたいと思います。以上で終わります。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 議員がおっしゃってみえるのは、保育士等の処遇改善の話ではなくて、一般論として。

一般論としてはそういうのはあるかもしれませんが、今回の条例改正につきましては、人事院勧告に伴うものでございます。人事院勧告によって、特別給が上昇する場合にはそれに従い、下がるときもそれに従うというルールに基づいて今回の条例の提出をさせていただいておりますので、御理解のほうよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（広瀬武雄君） ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（広瀬武雄君） 5番 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 議席番号5番、日本共産党の関谷守彦です。

ただいま議長の許可を得ましたので、議案第30号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

まず問題なのは、今回の改正条例案でも正規の職員の方、会計年度職員の方、あるいは特別職、議員といった立場のそれぞれ異なる人、条例も別々に定められている。その削減される月数もそれぞれ違っている。そういったものを一括して議案として上程する、これはそれぞれの条例ごとの議論がしづらくなる。そういった問題があるのじゃないかと1つ思っております。

そして、2つ目の問題としましては、先ほども述べましたけれども2年連続で引下げされていく。今、先ほどもお話ししましたように、賃金が実質的に目減りしている今の状況の中でこういった賃金を上げていくことが必要だ、3%の引上げをせよ、そういったことがされている。そういった中でその反対の方向で実質賃金が引き下げられる、そういった問題があると思いません。

今の中で日本の景気をよくしていく、そういった中でこういった取組、どうなのか、問題ではないかと思っております。そして、先ほどそれに対する答えとして、ルールとして人事院勧告をやっていく、そのようなお話がありましたけれども、これはルールといってもそれはしなければならぬ、そのような取決めはないわけでありまして。そのためにわざわざ条例を変え



なくてはならない、そういうことでもあります。そういったことで考えます。

さらに、やはり問題になるのは、この間、職員の方のコロナ対策での負担過重になっている、そういった現状を報いていく、それはやっぱり必要なことではないか。そして2つ目には、年齢構成の変化があったとはいえ、ラスパイレス指数が今回大きく下がった、これも大きな問題だと思います。そして、保育士さんなどの今回給与の底上げがなされましたけれども、そのほかの方の一般職にとってはその恩恵がない、こういった不公平感も感じる場所でもあります。こういった問題が多い、そのように考えております。

私は特別職、議員については致し方ないというふうに考えておりますけれども、少なくとも一般職、あるいは会計年度任用職員の方々の期末手当は削減すべきじゃないと考えております。

したがって、今回の条例案には反対をさせていただきます。以上です。

○議長（広瀬武雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

議案第30号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（広瀬武雄君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第28 発議第1号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（広瀬武雄君） 日程第28、発議第1号地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書を議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

14番 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 議席番号14番、公明党の若井千尋です。

ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、庄田昭人議員、広瀬守克議員の御賛同をいただきまして、地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書を提出させていただきます。

なお、趣旨説明は朗読をもって代えさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

少子高齢化や人口減少の進展により、あらゆる現場で人手不足や後継者不足が叫ばれる中で、新しい地域社会の構築は、地方自治体にとって喫緊の課題となっている。また今後は、新型コ

コロナウイルス感染症などの感染症の蔓延を防ぐ上で、人と人との直接的な接触を低減させることが必要となり、働き方や教育、医療や福祉といった、日常生活の現場の変容が求められている。

そして今、政府の「デジタル田園都市国家構想」への取組をはじめ、社会のデジタル化への流れが加速する中で、「誰一人取り残されないデジタル社会」の実現を目指して、地域の課題解決に資するデジタル化を、適切かつ迅速に推進し、全ての住民がその恩恵を享受できる社会を構築する時代が到来した。

そこで、政府に対して、子供たちの学びの継続、医療への適時適切なアクセス、新しい分散型社会の構築、持続可能な地域の医療と介護、地域住民の安全で安心な移動など、特に地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進について特段の取組を求める。

1. 全ての子供たちの学びの継続のために。

全ての地域で、感染症の拡大防止や不登校児童・生徒への柔軟な対応など、誰もがどこでも安心して学びが継続できるように、リモート授業を可能にするための通信環境等の整備、デジタル教材や通信料の無償化など、各家庭の状況に配慮した対応ができるよう、所要の措置を講じること。

2. 医療への適時適切なアクセスのために。

地域住民が安心して医療にアクセスできるよう、オンライン診療等を誰もが身近に受けられるように、現在、オンライン診療を適切に実施する前提となっている「かかりつけの医師」について、各地域に適切に配備すると同時に、その存在と役割を周知する広報活動の充実など、全ての住民が「かかりつけの医師」につながるための取組を強化すること。

3. 新しい分散型社会の構築のために。

地域の新しい兼業農家やデジタル人材の確保に向け、「転職なき移住」を実現するためのテレワークの拡大や、サテライトオフィスの整備等に対する補助金等の拡充や税制の優遇、さらに移住者への住宅取得支援や通信料金の軽減など、分散型社会の構築への総合的な取組を強化すること。

なお、提出先は、地方創生担当大臣 野田聖子殿、デジタル大臣 牧島かれん殿、新型コロナ対策・健康危機管理担当大臣 山際大志郎殿、デジタル田園都市国家構想担当大臣 若宮健嗣殿。以上であります。

地方自治法第99条の規定、瑞穂市議会会議規則第13条の規定により提出をさせていただきます。以上、御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（広瀬武雄君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第1号は会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 5番 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 議席番号5番、日本共産党の関谷守彦です。よろしくお願いします。

確認したいことがありますので、質問したいと思います。

要望事項、1、2、3とあります。この中の2の部分なんですけれども、ちょっと私その趣旨がよく分からない部分があるのでお尋ねしたいんですけれども、ここの趣旨としては、医療への適時適切なアクセスのためにオンライン診療の推進を求めている、そういう趣旨なのか、かかりつけ医師についての推進を求めているのか、どちらの意味でこれ提起をされているのか、お尋ねしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 14番 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 14番 若井千尋です。

ただいま関谷議員の御質問を拝聴しまして、私個人的には両方かというふうに認識しておりますのでよろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 5番 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） では、このオンライン診療の促進は何となく分かるんですけれども、かかりつけ医師につながるための取組とは具体的にどのような取組を想定してみえるのか、お尋ねしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 14番 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 14番 若井千尋です。

これは考えますに、この新型コロナウイルスが非常に世間的に蔓延して、やはり病院等が混雑をする。これはかかりつけ医にかかっておられる患者さんもおられれば、そうでない方もおられるかというふうに思います。

今回、人と人との流れを低減することであるとか、またよりこのデジタル化によって診療がスムーズに受け入れられるような体制を考えますと、やはりかかりつけ医を持っておられない方がスムーズにかかりつけ医師につながっていくためのことを進めていくなり考えていくとい

うことが必要であるかというふうに私は考えますので、このような内容で御理解いただければというふうに思っております。以上でございます。

○議長（広瀬武雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 5番 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） では、この前文の部分でこのように説明されてみえるんですけども、新型コロナウイルス感染症などの感染症の蔓延を防ぐ上で、人と人との直接的な接触を低減させることが必要となり、働き方や教育、医療や福祉といった日常生活の現場の変容が求められているという記述があります。

確かに、一面言えるのかなと思うんですけども、ただ考えてみますと教育や医療、福祉、こういった分野というのは基本は直接接触する、要は顔と顔を合わせて進めていくというのがまず前提にあって、それで困る部分についてどうフォローしていくかというのが本来ではないかというような気がいたしますけれども、そこら辺についての御見解はどのようなものでしょうか。

〔挙手する者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 14番 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 14番 若井千尋です。

おっしゃるとおりかというふうに思います。ただ、先ほど言ったように経験のないこの新型コロナウイルスのようなウイルスが蔓延した場合に、ここにも今、関谷さんも読まれたように、本来なら対面式でやってきたことが、直接的な接触を低減させるという。今までは何もなかったことでありますけれども、今回のようにデジタル化を充実させることによって接触を低減させていく必要があるというふうに、今までの認識と違った社会が望まれるのではないかなということで、このような文言で記載させていただいておることを御理解いただければと思います。以上でございます。

○議長（広瀬武雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 5番 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 議席番号5番、日本共産党の関谷守彦です。

今回の意見書について、反対討論をさせていただきます。

業務の効率化、あるいは生活の質の向上、こういったことに役立つデジタル技術、これは当然いろいろな進歩をしておりますし、必要であること、そして現実にもどんどん進んでいっていると思います。しかし、忘れてならないのは私たちの生活がデジタル化に振り回される、そのようなものであってはならない。人々の生活がよりよくなるためのデジタル化でなければならない、そのように考えます。これがまず大前提。

そして、もう一つ、特にこのデジタル化、情報化の中で問題になるのは、何といても個人の情報をきちんと保護する、守っていく、これが大きな観点だと思えます。

例えば、中国では国家情報法というものがあって、IT企業に情報提供を国のほうに上げさせる、そのような言わば管理国家的な取組がされている。また、アメリカでもクラウド法というものがつくられていて、情報機関がアマゾンなどの管理するサーバーへのアクセス権を持っている。こんなこともあり、やはり何といても今この日本でのデジタル化の中でもいかに個人情報をしっかり守っていくか、そこが大きな問題だと私は認識をしております。

そういった意味で、今日本でのこのデジタル化の動き、非常に警戒をしなければならない部分も多々あるのではないかと、そのように思っています。

そんな中で、今回の意見書、先ほどもお尋ねしお答えもありましたけれども、感染症蔓延を防ぐ上でも人との直接的な接触を避ける、これは緊急事態としてはあり得ると、そのような考えかなと思いますけれども、これをしっかりと踏まえていかないと、何といても教育、医療、福祉の分野こそ人と人との接触が必要な分野、そこを助ける道具としてのデジタル技術を活用する、そういったことが求められると思います。

教育の分野でいけば、あくまでもリモート授業は補完的なもの、これにすぎないと思います。医療の分野におけるオンライン診療も、いわゆる診療の一つの形態であっていいとは思いますが、それはある意味ではほんの一部分だと思います。

そこで、今回の要望事項を見ますと、1のリモート授業の環境整備について、これは必要なことではないかなというふうに私は考えております。

この2について、先ほど趣旨としては2つの部分があるということですがけれども、やはり何といてもオンライン診療を促進する、それは確かに今進められておりますし、現実にもなっておりますけれども、ただそれはあくまでもほんの一部分の話でありまして、医療、介護の分野というのはむしろ必要なことはマンパワーを充実させる、そこが一番大事なことはないか。そういった意味を含めて、ここで国としてソーシャルワーカーへの支援策とか打ち出しはしておりますけれども、ここが一番重要な観点ではないかと思えますし、特に公衆衛生として今保健所自体も一頃に比べれば半分になってしまっている。そういった現状を再構築していく、そういったことこそ大きな課題ではないか。

そして、3について記載されている個々の支援策、これについて1個ずつ見れば要望すべき内容だと思いますけれども、これらが実現したとして、分散型社会、あるいは地方が活性化すると、そういったのはなかなか私としてはイメージしにくい。むしろ、中央集権的な情報が全てそこに吸い上げられていく、そういった問題こそ本質的な問題ではないか。そういったことをいかになくしていくか、それこそが今必要なことではないかと思います。

そして、地方が活性化するというこのためには、何といたっても今中央集権的な税制度を変えていく、地方を主体とした税制に変えていく、そういったことも検討されるべきではないかと思っておりますけれども、少し余談な部分が入りましたけれども、そういった趣旨も含めて今回の本意見書につきましては反対とさせていただきます。以上です。

○議長（広瀬武雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） 13番 庄田昭人。

地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書について、賛成の立場から申し上げます。

今このデジタル化社会の中で、新型コロナウイルス感染症対策が必要である、これは今1点から申し上げますと、大学生は入学するときにパソコンを持つようにと強制をするような大学があります。これは授業として必要であろう、持たなければならない。しかし、大学生といっても、そこに経済的なことを考えると、中古を買ったり、しかも友達から頂いたりというようなことが現実にあります。今、このテレワークの中で遠隔授業が行われている中、通信費を節約しなければならない、そんな大学生もいます。その中で、フリーWi-Fiのところに行ってパソコンを広げる。家では自分のスマホの中で授業を確認する。全て通信費も節約をしながらも、またデジタル化もまだそろっていない大学生がいるのも現状であります。何もかもそろっている家庭が全てではありません。

その中で、今回のデジタル化の推進を求める意見書、医療にとってもそうではないでしょうか。行くに行けない、そんな方が見えるのではないのでしょうか。また、この感染症の中で、デジタルによって診察をいただける。ほんの少しの心配事も相談ができる、そんな医療体制も必要であり、今後、大学生にとって必要なデジタル化、テレワーク、仕事をやる上で必要なものではないでしょうか。

今、デジタル化といって小学校、中学校、1人1台、GIGAスクールになりましたが、それは今後は自分で持たなければならない、そんなときの負担を今この意見書により考えていただきたい。大切なこれからの社会ではないでしょうか。それはさらに総合的な、書いてあるのは支援、住宅取得の支援や通信料金の軽減など、分散型社会の構築への総合的な取組方、やは

り今後は大切なデジタル化社会の中で必要なことだと私は考えます。

デジタルの中が全ていいとは申し上げません。先ほど関谷議員が言われたように、デジタルの中には心配なことがあります。個人情報、さらにはいじめ、誹謗中傷、これはあるのは確かですが、しかしそれで止めるわけにはいけないこれからの社会だと思います。

どうか、この意見書に私は賛成をさせていただきました。名前を書かせていただきましたので、多くの皆様にとってもこれは必要だとお考えをいただき、賛成をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（広瀬武雄君） 次に、議案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

発議第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（広瀬武雄君） 着席願います。

起立多数です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（広瀬武雄君） 日程第29……。

〔「議長、休憩動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 続行します。

〔「議長、休憩を求めます」と呼ぶ者あり〕

〔「賛成」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 賛同者、もう一人見えますね。

それでは、こちらの思いと若干違いますが、休憩に入ります。

休憩 午後0時37分

再開 午後2時04分

○議長（広瀬武雄君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

---

#### 日程第29 議員派遣について

○議長（広瀬武雄君） 日程第29、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、議員派遣についてを会議規則第169条の規定により提出しております。

内容については3件ございますが、議会事務局長より説明をさせます。

○議会事務局長（久野秋広君） それでは、議長に代わり3件説明します。

1 件目は、令和4年4月27日に東海市議会議長会主催の議長会議及び表彰が、静岡県浜松市のオークラアクトシティホテル浜松で開催されるため、議長に同行して出席する副議長を派遣するものでございます。

2 件目は、令和4年5月19日に中濃十市議会議長会主催の議長会議、視察及び情報交換会が関市にて開催されるため、議長に同行して出席する副議長を派遣するものでございます。

3 件目は、滋賀県大津市の全国市町村国際文化研修所で開催される市町村議会議員研修会でございます。研修会で受講決定された人数により議員を派遣するもので、社会保障制度や財務、予算、防災、議会改革などについて理解を深めていただきたいと思います。以上です。

○議長（広瀬武雄君） この件につきまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 異議なしと認めます。したがって、派遣の内容に変更が生じた場合は議長に一任願います。

---

#### 閉会の宣告

○議長（広瀬武雄君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和4年第1回瑞穂市議会定例会を閉会します。

閉会 午後2時07分



地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年3月18日

瑞穂市議会 議長 広瀬 武雄

議員 北川 静男

議員 関谷 守彦